

最高裁 Oil States 事件判決、IPR は合憲

2018 年 4 月 24 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

米国最高裁は 4 月 24 日、Oil States Energy Services LLC v. Greene' s Energy Group LLC 事件について、賛成 7 名、反対 2 名で連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) の判決を支持し、特許は公権であるとして当事者系レビュー (IPR) は合憲との判断を下した¹。

この事件は水圧破碎技術に関する Oil States 社特許に対して Greene' s Energy Group 社が申請した IPR に関するもので、USPTO 特許審判部 (PTAB) は無効審決を下し、CAFC もこれを支持した。

これを不服とした Oil States 社は上告し、「特許は行政機関で無効と判断される公権 (public rights) でなく私有財産権 (private property rights) であるため、憲法第 3 条 (Article III) に基づく連邦裁判所のみで無効と判断されうる」と主張して、「USPTO の特許無効手続き IPR は、所有権を、裁判所にも陪審にもよらずに奪うから、司法権を定めた憲法第 III 条及び陪審により審理を受ける権利を定めた同修正第 7 条に違反することにならないか」という点を争っていた。

(以上)

¹ https://www.supremecourt.gov/opinions/17pdf/16-712_87ad.pdf